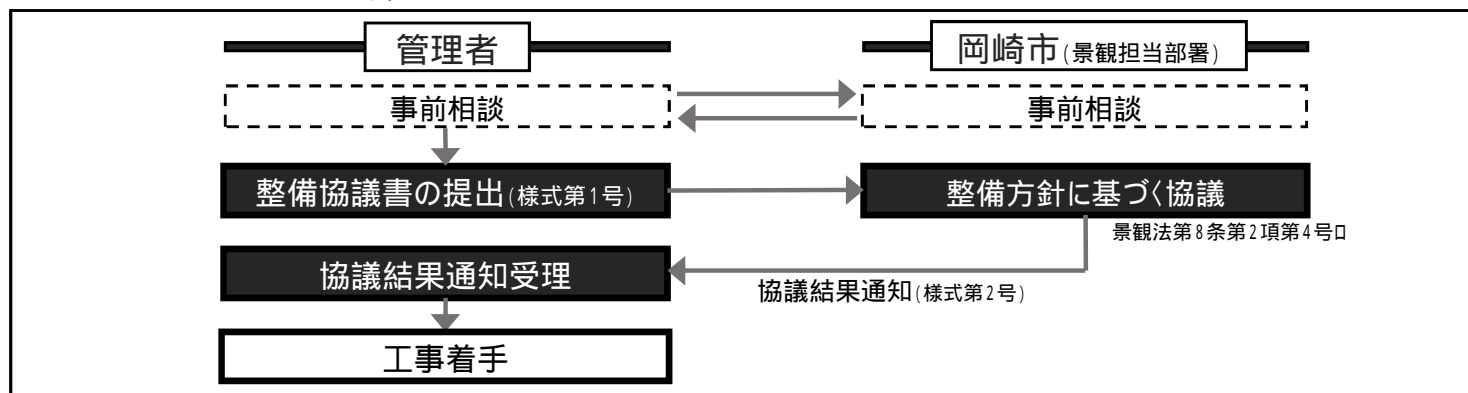


景観重要公共施設に係る協議等手続の流れ

1 整備に係る事前協議(要綱第3条、第4条、第8条第1項)

景観重要公共施設の整備を行うときは、計画変更が可能な早期段階に、岡崎市景観担当部署と景観配慮事項について事前協議を行う。

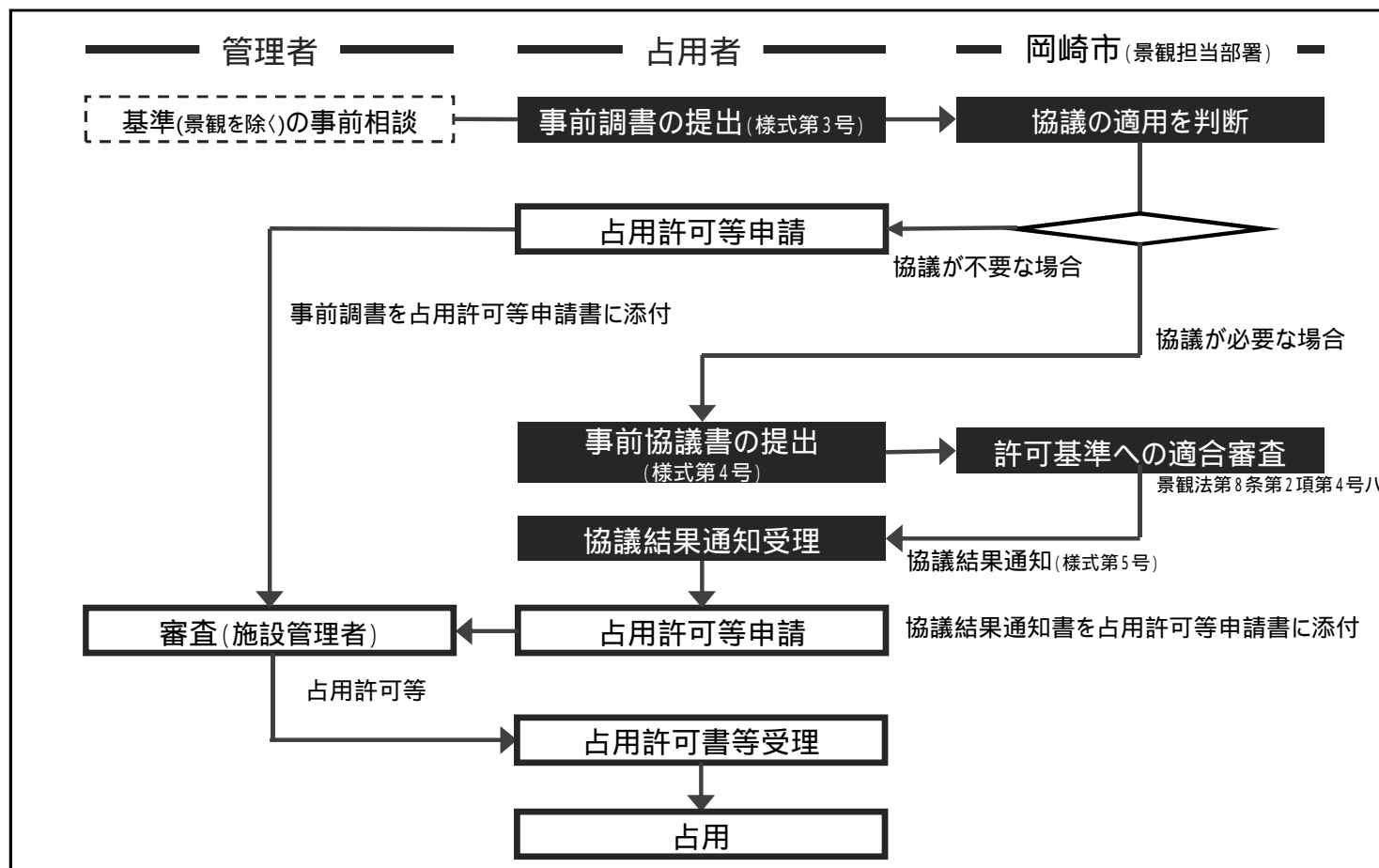


下記の行為については、事前協議を必要としない(要綱第8条第1項)

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| (1) 通常の管理行為又は軽易な行為 | (4) 仮設の工作物の建設等 |
| (2) 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為 | (5) 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為 |
| (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 | (6) その他市長が認める行為 |

2 占用許可等に係る事前協議(要綱第5条、第6条、第8条第2項及び第3項)

景観重要公共施設への占用許可等申請に対する許可を行うときは、あらかじめ管理者に占用物件等の内容について確認したうえで、岡崎市の景観担当部署と景観配慮事項について事前協議を行う。



事前協議を要する行為は下記のとおり(要綱第6条第2項)

- (1) 外観変更を伴う工事
- (2) 屋外広告物の掲出
- (3) 電柱の新設及び移設
- (4) 電柱への屋外広告物の二次占用

ただし、次の行為は事前協議を必要としない(要綱第8条第2項及び第3項)

- ・ 非常災害や緊急修繕等のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 乗り入れ設置等の承認工事
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務として行う行為
- ・ その他市長が認める行為

岡崎市景観重要公共施設の整備等に係る協議の概要

岡崎市では、平成24年に景観法に基づく岡崎市景観計画(以下「景観計画」という。)を策定し、「美しく風格ある岡崎の創生」を基本理念に景観まちづくりを推進しています。

道路や河川等の公共施設は建築物、工作物及び屋外広告物などとともに、地域の景観の骨格をなす主要な構成要素の一つです。そのため、岡崎市では、景観上特に重要な公共施設を景観計画において「景観重要公共施設」として位置づけ、景観上の整備方針及び占用許可の基準を設けています。景観重要公共施設内において、建築物や工作物等の整備及び占用許可等の申請を行う場合は、景観計画に定める基準に適合しているかの事前協議が必要となります。

市民及び事業者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。



景観重要公共施設の制限の内容(整備方針及び占用許可の基準)一部抜粋

詳しくは岡崎市景観計画をご覧ください。

	景観重要道路	景観重要河川	景観重要公園
	・ガイドライン等が定められていない施設に彩色を施す場合には、周辺環境との調和や地域の歴史性に配慮する。 ・緑化の際は地域の在来種を基本に、生育環境に応じた適正な植栽を行う。 ・夜間景観については、乙川プロムナード及び籠田公園、桜城橋等の既設照明に色温度を合わせた照明を用い、統一感のある美しい夜間景観の演出に努める。また、必要十分な光量の確保等による歩行者の安全安心やグレアの生じない灯具の選定等による光害の抑制に配慮する。		
整備方針 (法第8条第2項第4号ロ)	地区及び施設ごとに整備方針を定めています。 【例】中心市街地地区 ・舗装は周囲との連続性や地域の歴史性に配慮したデザイン(素材や色彩)とする。 ・交通安全施設等は他の施設との整理・統合又は共架に努め、形態や色彩その他の意匠、配置等は周辺環境との調和に配慮する。 ・無電柱化を推進する。 等	・周辺環境との調和、親水性、地域の歴史性に配慮する。 ・工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠を周辺環境と調和させ、広がりある河川景観を保全し、眺望を遮らないよう配慮する。	・園路等の舗装は周辺環境と調和に配慮する。 ・建築物や工作物を設置する場合は、形態や色彩その他の意匠を周辺環境と調和し、地域の歴史性に配慮したものとする。 ・夜間でも歩行者が安心して歩ける照明環境を確保する。 ・照明等の器具は維持管理に支障のない製品を選択する。 ・良好な眺望を保全する。
占用許可の基準 (法第8条第2項第4号ハ)	・建築物の建築等又は工作物の建設等にあたっては、形態や色彩その他の意匠、配置等が地域の歴史性や周辺環境と調和していること。 ・公共サイン(規制、解説、誘導、案内、位置、広報など)は、他のサインとの整理・統合又は共架に努めること。		
	・新たに電柱、架空線を設置しない。ただし、顧客需要の変化等によりやむを得ない場合を除く。		

お問い合わせ 岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課 景観まちづくり係

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL 0564-23-6261 / FAX 0564-23-7967

Mail machizukuri@city.okazaki.lg.jp

URL <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p038719.html>



02

02

02

02

02

02

02

03

